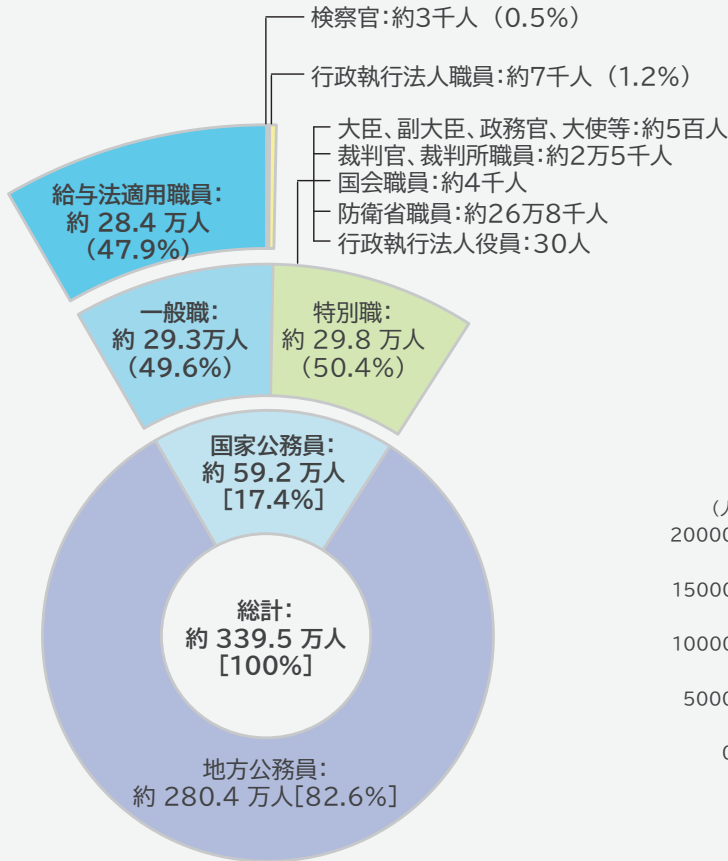


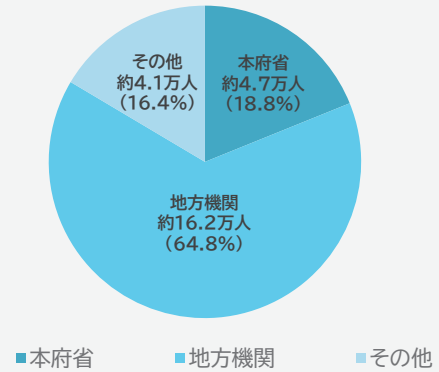
国家公務員の数と種類 3

国家公務員は現在約59.2 万人で、そのうち人事院勧告の対象となる給与法適用職員は約28.4 万人です。

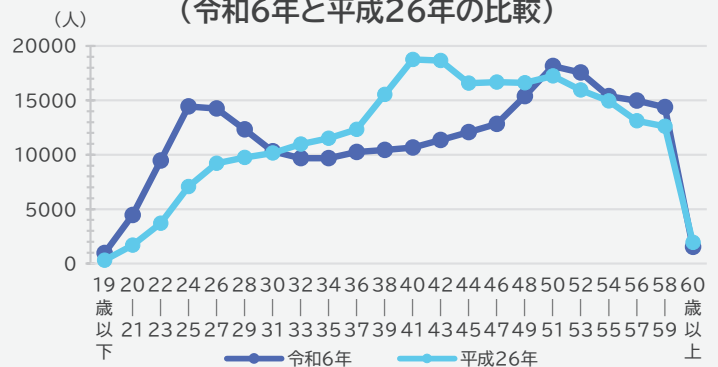
I. 国家公務員の種類と数(令和7年度)



II. 給与法適用職員の本府省・地方機関別の人数(令和6年4月1日現在)

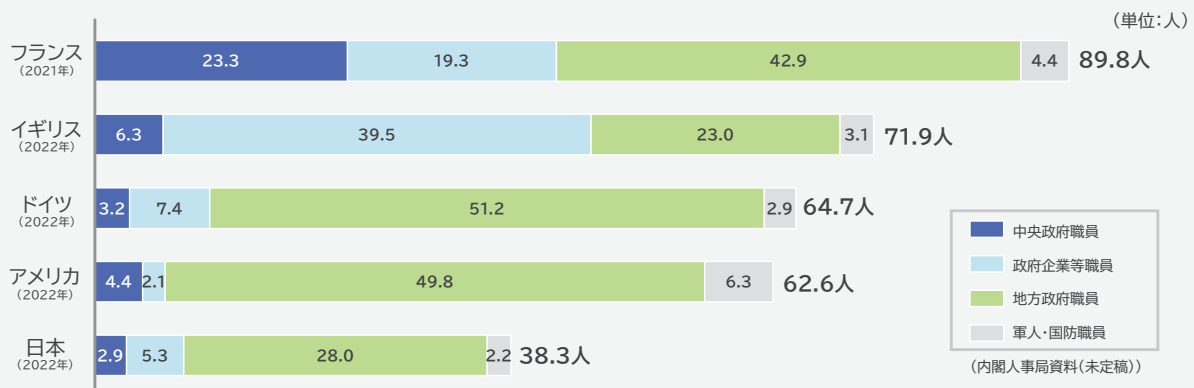


III. 給与法適用職員の年齢別在職状況・全組織(令和6年と平成26年の比較)



注: 1. 図Iの国家公務員数は、令和7年度未予算定員である。ただし、行政執行法人については、「令和6年度独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況の公表」(内閣官房内閣人事局)及び「令和7年行政執行法人の常勤職員数に関する報告」(総務省)における常勤役員数と常勤職員数である。また、図Iの地方公務員数は、「令和5年4月1日地方公務員給与実態調査結果」(総務省)における一般職に属する地方公務員数である。
2. 図IIの「その他」には、例えば、研究所、大学校、刑務所などがある。
3. 図I・IIの数値は、端数処理の関係で合致しない場合がある。
4. 図II・IIIの給与法適用職員数は、「令和6年国家公務員給与等実態調査」(人事院)における給与法適用職員数である。同調査は再任用職員等を含まないため、図Iの給与法適用職員数とは合致しない。

人口千人当たりの公的部門における職員数の国際比較



(注) 1. 本資料は、編集時点における各国の統計データ等を基に便宜上整理したものであり、各国の公務員制度の差異等(中央政府・地方公共団体の事業範囲、政府企業の範囲等)については考慮していない。また政府企業等職員には公務員以外の身分の者も含んでいる場合がある。
2. 国名下の()は、データ年(度)を示す。
3. 合計は、四捨五入の関係で一致しない場合がある。
4. 日本の「政府企業等職員」には、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、特殊法人の職員を計上している。
5. 日本の数値において、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び特殊法人以外は、非常勤職員を含む。